

飼養衛生管理基準

豚・いのしし編



■ 発生の予防

■ 早期の発見

■ 迅速・的確な初動

平成29年2月

はじめに

家畜の所有者の皆様へ

畜産経営の安定と国産畜産物の安定供給を図るためには、家畜の伝染性疾患の発生を予防するとともに、万一発生した場合には、そのまん延を防止することが極めて重要です。

このため、国や都道府県は、「家畜伝染病予防法」に基づいて、各種伝染性疾患の撲滅・清浄化、水際での輸入検疫の強化などに努めてきました。

また、家畜の所有者の皆様には、近年の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いた農場段階での家畜防疫体制の強化をお願いしてきたところです。

これらの伝染性疾患は、世界各地で発生しており、わが国の周辺諸国においても依然として感染拡大が続いております。さらに、訪日外国人旅行者の急増に伴って、国内に病原体が持ち込まれる可能性は高まっている現状を踏まえれば、引き続き、すべての家畜の所有者が緊張感を持ってやるべきことは必ずやるという高い意識で取り組むことが重要です。

その中でも、家畜の所有者の皆様が最低限守っていただくべき衛生管理の方法を取りまとめたものが「飼養衛生管理基準」となります。この基準は、平成23年の改正から5年が経過し、その間に発生した家畜の伝染性疾患の状況や飼養変化等を踏まえ、より効果的なものとするため、今般、一部見直しを行いました。新たに盛り込まれたのは、「家畜の死体や排せつ物の適切な取扱い」（全畜種共通）及び「生肉が含まれる可能性がある飼料原料の加熱処理規定」（豚・いのしし）についてです。飼養衛生管理の徹底は、悪性の家畜伝染病の発生・まん延防止に有効ですが、その他にも一般の疾病や慢性疾患の予防、育成率や増体の向上などでも効果が得られます。

家畜の伝染性の発生予防とまん延防止は、個々の農場における取組みが基本ですが、規模の大きさにかかわらず皆様が一体となって取り組むことによってさらなる効果が発揮されます。引き続き、家畜保健衛生所と連帯を密にし、飼養衛生管理の遵守の徹底をお願いします。

家畜防疫に関する最新の情報を確認しましょう

1

自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関して、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従いましょう。

家畜保健衛生所や地域の自衛防疫協議会などが開催する家畜衛生に関する講習会への参加や農林水産省のホームページの閲覧などを通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握しましょう。

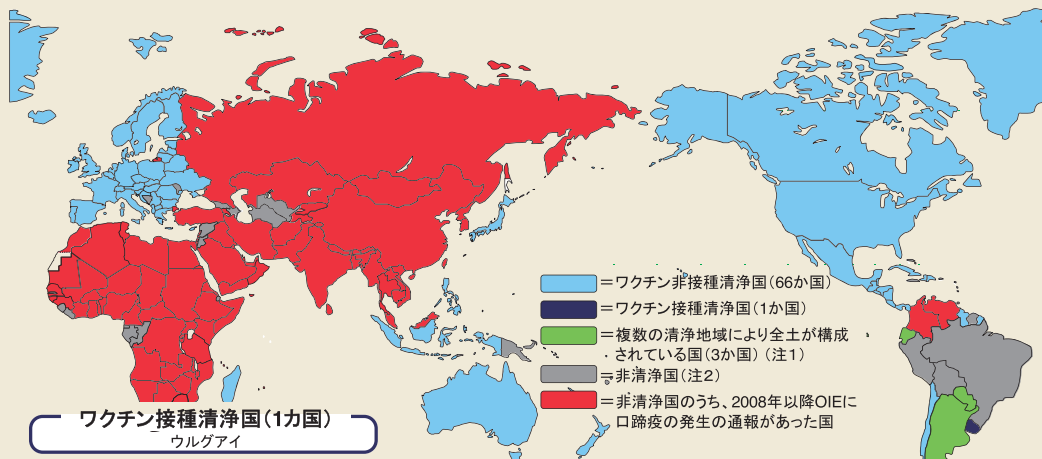
また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けましょう。



講習会の風景

世界における口蹄疫の発生状況

2016年12月5日現在



ワクチン接種清浄国(1カ国)
ウルグアイ

ワクチン非接種清浄国(66カ国)

～ヨーロッパ(39カ国)～	チェコ	ハンガリー	オランダ	スウェーデン	～アジア(5カ国)～	～オセアニア(4カ国)～	～南北アメリカ(15カ国)～
アルバニア	デンマーク	アイスランド	ノルウェー	セルビア	日本	オーストラリア	カナダ
オーストリア	エストニア	アイルランド	ポーランド	モンテネグロ	インドネシア	ニュージーランド	オーストラリア
ベラルーシ	フィンランド	イタリア	ポルトガル	ボスニア・ヘルツェゴビナ	シンガポール	ニュージーランド	チリ
ベルギー	マケドニア	ラトビア	ルーマニア	スイス	ブルネイ	バヌアツ	コスタリカ
クロアチア	フランス	リトニア	スロバキア	ウクライナ	フィリピン	バヌアツ	キューバ
キプロス	ドイツ	ルクセンブルク	スロベニア	ブルガリア			エルサルバドル
英国	ギリシャ	マルタ	スペイン				グアテマラ
サンマリノ共和国							ガイアナ
							マダガスカル
							レソト王国
							ホンジュラス
							メキシコ

注1 国の全土が、ワクチン接種清浄地域又はワクチン非接種清浄地域により構成されている。①アルゼンチン：2つのワクチン非接種清浄地域と1つのワクチン接種清浄地域。

注2 バラグアイ：2つのワクチン接種清浄地域。③エクアドル：1つのワクチン非接種清浄地域と1つのワクチン接種清浄地域。

注3 非清浄国には、その一部にOIEが公式認定するワクチン非接種清浄地域/ワクチン接種清浄地域を含んでいる国を含む。

注4 更新点：ギニアビサウにおける口蹄疫の発生

※ 出典：OIE
(清浄国・地域はOIE公式認定)

衛生管理区域を作りましょう

2

自らの農場の敷地を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにしましょう。

衛生管理区域に関する

Q&A

Q

衛生管理区域とはどのような区域ですか？

A

衛生管理区域とは、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいいます。一般的には畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫等を含む区域が衛生管理区域になります。
なお、個々の農場によって畜舎やその他の施設、自宅等との位置関係が様々であるため、詳細は最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

Q

衛生管理区域と他の区域との境界はどのように区分すればよいのでしょうか？

A

通常は柵などでの区分が考えられますが、柵以外でもロープや白線、プランターなどを利用して区分することもできます。
区分した上で、立て看板などにより衛生管理区域であることを明確にし、不要不急の立入りを制限するようにしてください。

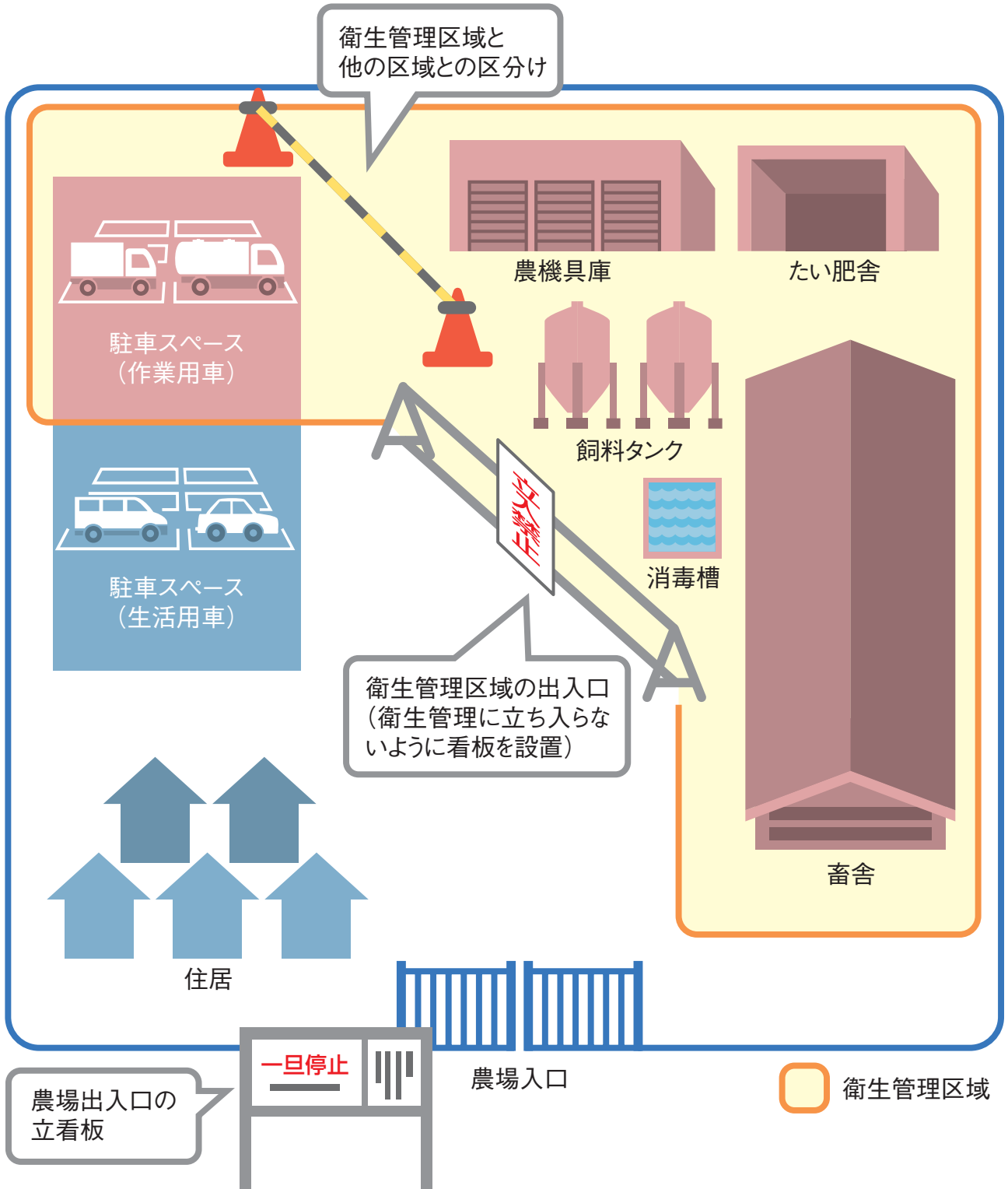
Q

畜舎のみを衛生管理区域とすることはできますか？

A

飼養管理を行う場合、作業者は畜舎周辺を通行したり、飼料倉庫などに入って作業を行ったりすることが考えられるため、畜舎のみではなく密接に関連する施設も含め、衛生管理区域として設定することが適切と考えます。

衛生管理区域設定のイメージ



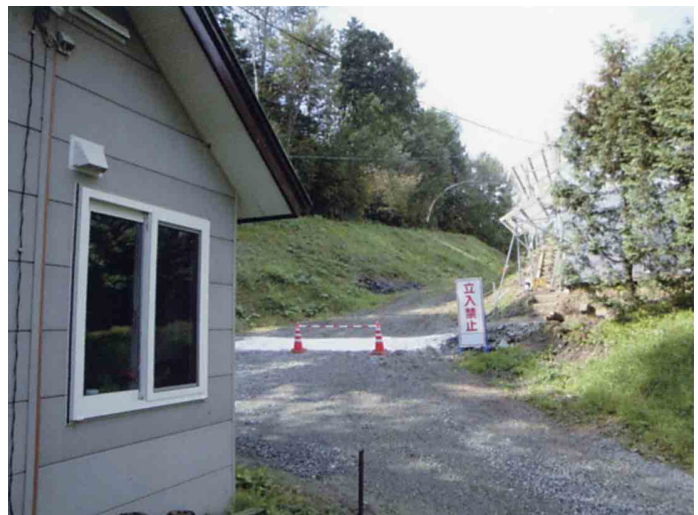
コーンを用いた衛生管理区域と他の区域との区分例



コーンと白線を用いた区分



立入禁止の立看板とコーン及び白線による区分



立入禁止の立看板とコーン及び白線による区分

衛生管理区域への病原体の持ち込みを防止しましょう

- 3** 衛生管理区域の出入口を必要最小限の数とし、必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。

外部から立ち入る者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該場所に看板などを設置しましょう。
- 4** 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、車両の出入りの際に消毒をしましょう。
- 5** また、衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に出入りの際に手指及び靴の消毒（手指については、洗浄又は消毒）を行わせましょう。
- 6** 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、衛生管理区域に出入りする者には、これを確実に使用させましょう。

※専用の衣服及び靴：衛生管理区域に立ち入る際に使用している衣服の上から着用するもの及び靴の上から着用するブーツカバーを含みます。
- 7** その日のうちに他の農場等の畜産関係施設に立ち入った者及び過去 1 週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。

※家畜飼養者（従業員を含む）、家畜防疫員、獣医師、人工授精師、飼料運搬業者等が業務上立ち入る必要がある場合は、更衣・消毒・入浴等事前に十分な防疫措置を講じた上で入場しましょう。
- 8** 他の畜産関係施設で使用した又は使用した可能性のある物品であって、飼養する家畜に直接接触する物品は、衛生管理区域内に持ち込む場合に、洗浄又は消毒をしましょう。

なお、家畜の管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないようにしましょう。
- 9** 海外で使用した衣服及び靴（過去 4 か月以内）を衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合には、事前に十分に洗浄、消毒等を実施しましょう。
- 10** 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 2 条第 3 項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、生肉を含む、又は含む可能性がある場合は、十分に加熱処理（70℃以上で 30 分間以上、又は 80℃以上で 3 分間以上）されたものを用いましょう。

衛生管理区域への
病原体の持込み防止に関する

Q&A

Q

衛生管理区域の出入口での消毒は具体的にどのようにするのでしょうか？

A

車両が入り出す際には、消毒薬噴霧器、車両用消毒槽、車両用消毒ゲート、消石灰帯などを用いて消毒します。人が入り出す際には、足元を消毒薬噴霧器、踏込消毒槽、消石灰帯などを用いて消毒します。

Q

人や車両の立入りの際に、家畜の所有者が消毒の実施状況を確認する必要があるでしょうか？

A

自らの農場への伝染病の侵入防止リスクを低減するため、可能な限り確認してください。また、一日中農場にいたることが無理な場合でも、消毒の実施の有無を立入者に記帳してもらう等により確認できるようにしてください。

Q

家畜に直接接触する物品とはどのようなものですか？

A

家畜の保定用具や体温計等家畜に接触させて使用する物品をいいます。
飼料は家畜に直接接触しますが、通常は倉庫等に保管してあるものが直接給与されることから、これには該当しません。

Q

農場全体を衛生管理区域とした場合、近所の人が入ってきたときにも消毒しなければならないのでしょうか？

A

農場全体を衛生管理区域とした場合には、畜産関係者でない人でも、同様に消毒していただく必要があります。
近所の方まで消毒をお願いするのは、現実的には難しい面があるかと思しますので、ロープ、白線やプランターなどの簡便な方法でも結構ですので、生活関係車両の通行帯や自宅を衛生管理区域と区分するようにお願いします。

Q

食品循環資源を原材料とする飼料（いわゆるリサイクル飼料）を給与する場合、毎回、加熱処理温度を確認しなければならないのでしょうか？

A

生肉を含む場合又は含む可能性がある場合、3分間以上煮沸している、既に加熱時間・処理温度が確認された方法と同じ工程で処理されるなど、条件を充足していることが確認されている方法で処理する場合は、その都度計測する必要はありません。

衛生管理区域への病原体の持込みを防止に関する事例



消毒用ポンプ



消石灰帯の設置



踏み込み消毒槽



ブーツカバー



ポリタンクを改良した長靴用消毒容器



長靴用消毒容器の車載例

野生動物による病原体の侵入を防ぎましょう

- 11 畜舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにしましょう。
- 12 飲用に適した水を給与しましょう。
- 13 家畜が死亡した際は、処理するまでの間、野生動物に荒らされないように保管しましょう。

野生動物による病原体の侵入防止に関する

Q&A

Q

給餌設備に野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにするには、給餌設備にふたをしなければいけないのですか？

A

給餌設備にふたまでする必要はありません。普段から飼槽などの給餌設備やウォーターカップなどの給水設備を清掃したり、給餌の際には飼槽を確認して排せつ物があった場合はこれを取り除くなどしてください。

Q

飲用に適した水とはどのようなものですか？

A

水道水、井戸水や湧き水などで外部からの異物の混入がないものが該当します。

Q

死亡した家畜が野生動物に荒らされないようにするために、どのようなことをすればよいのでしょうか。

A

死亡した家畜は処理するまでの間、シートをかぶせたり、蓋付きの専用容器に入れるなど、野生動物が接触しないように管理しましょう。

衛生管理区域の衛生状態を保ちましょう

- 14** 畜舎その他の衛生管理区域内の施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行いましょう。注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては1頭ごとに交換又は消毒をしましょう
- 15** 家畜の出荷・移動により畜房やハッチが空になった場合には、清掃及び消毒をしましょう。
※畜房とは畜舎内の一部を柵などで囲った収容空間をいいます。
- 16** 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないようにしましょう。

搬出後の豚舎の清掃及び消毒例



衛生管理区域の衛生状態の
確保に関する

Q&A

Q

清掃や消毒の対象となる器具とは何ですか？

A

紙等の消毒に適さないものを除き、家畜の保定用の器具、飼料給餌の際に使用する器具（運搬用のカート、スコップ等）、糞を掻き出す際に使用する器具（運搬用の荷車、スコップ等）及び重機など畜舎内で使用するすべてのものが対象になります。

Q

定期的とはどのくらいの間隔でしょうか？

A

衛生管理区域の衛生状態を保つためには、少なくとも月に1回～2回は実施していただくようお願いします。

Q

空房等の清掃は可能でも、隣接する房に家畜がいる場合やおが粉畜舎もあることから、水洗や消毒までを行うことは困難ではないでしょうか？

A

おが粉畜舎については、畜房が空になった後、適切な管理により発酵を促進し、発酵床の温度を上げることで、消毒の実施とみなすことができると考えています。隣接する房に家畜が飼養されており、水洗や動力噴霧器による消毒の実施が困難な場合には、糞等による汚れを除去し、簡易な装置等で消毒薬を散布してください。

Q

密飼いについては、何か具体的な基準はあるのでしょうか？

A

今回は具体的な数値基準は示しておりませんが、1頭当たり0.8㎡（肥育）、1.2㎡（母豚）を参考にいただければと思います。なお、畜舎構造や舎内の環境によっても異なります。

家畜の健康観察を行いましょ

17 家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、**直ちに家畜保健衛生所に通報しなければなりません。**

また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷・移動を行わないこと並びに当該衛生管理区域内の物品をむやみに衛生管理区域外へ持ち出さないようにしましょう。

※特定症状（次ページ参照）とは法第13条の2第1項の農林水産大臣が定める症状をいいます。（現在のところ、口蹄疫に関する特定症状が定められています。）

18 特定症状以外の異状（死亡を含む。以下同じ。）で家畜の死亡率の急激な上昇や同様の症状を呈する家畜が増加した場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受け、監視伝染病でないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷・移動を行わないようにしましょう。

監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従いましょう。

また、特定症状以外の異状が認められた場合にも、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めましょう。

※特定症状以外の異状の原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかな場合を除きます。

19 毎日、飼養家畜の健康観察を行いましょ。

20 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元農場の疾病の発生状況の確認、導入家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入しましょ。

導入家畜に家畜の伝染性疾病の可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしましょ。

21 家畜を出荷・移動する場合には、出荷・移動の直前に当該家畜の健康状態を確認しましょ。また、家畜の死体や排せつ物を移動させる場合には、周辺を汚さないようにしましょ。

Q

特定症状が確認された場合には、人の外出もできなくなるのでしょうか？

A

検査の結果が判明するまでの間、不要不急の外出は避けてください。やむを得ない場合には、最寄りの家畜保健衛生所に相談の上、消毒措置などについての指示に従ってください。

Q

特定症状以外の異状とは、具体的にはどのようなものなのでしょうか？

A

発熱、下痢、発咳等の呼吸器症状等が想定されます。

Q

小規模飼養農家では、異状がないことを確認するまで、導入家畜と他の家畜とを隔離しておくことは不可能ではないのでしょうか？

A

完全な隔離が不可能な場合であっても、コンパネ等で仕切るなど、可能な限り、接触しないようにした上で健康観察を行ってください。

Q

市場で購入する場合など、導入元農場の疾病の発生状況が確認できない場合には、どのようにしたらよいのでしょうか？

A

導入元農場の疾病発生状況が確認できない場合には、導入畜の健康状態の事前確認等によって健康な家畜を導入するようにしてください。また、導入後、一定期間（1週間程度）は他の家畜との接触を避け、異状がないことを確認するようにしてください。

Q

家畜の死体や排せつ物を移動（輸送）させる場合に、周辺を汚さないようにするためには、例えばどのようにすればよいのでしょうか。

A

周辺を汚さないために、移動（輸送）に際してトラックの荷台をシートで覆う、荷台のあおりより低く積む、液状物は専用車輛で運搬するなど、荷台から落ちないようにしましょう。

口蹄疫に関する特定症状

次に掲げる1～3のいずれか一つ以上の症状を呈していることを発見した獣医師又は家畜所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし	
症状	<p>1－① 39.0℃以上の発熱を示した家畜が、</p> <p>1－② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、</p> <p>1－③ かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）を呈している場合</p> <p>※ 鹿にあっては、1－①及び1－③を呈している場合。</p>
	<p>2 同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。</p>
	<p>3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の二日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。</p>

※「畜房」とは、畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいい、「哺乳畜」とは、離乳していない家畜をいう。

※改正された家畜伝染病予防法では、口蹄疫、豚コレラ等の悪性伝染病については、殺処分の際しての手当金について、評価額の4/5から5/5に引き上げる一方で、発生の予防等に必要な措置を講じなかった場合には、手当金を交付しない、あるいは減額することになります。

具体的には、発生農家における飼養衛生管理基準全体の遵守状況が、標準的な畜産農家の遵守状況と比べて、大きく劣っているかどうかなどを精査した上で判断することになります。したがって、飼養衛生管理基準の一部項目の遵守が不十分であることのみを理由として、手当金が直ちに減額されることにはなりません。

特定症状の例



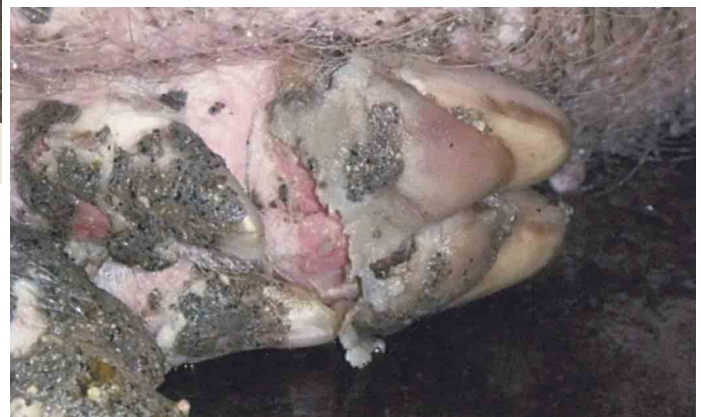
蹄冠部皮膚のびらん



蹄冠部皮膚のびらん



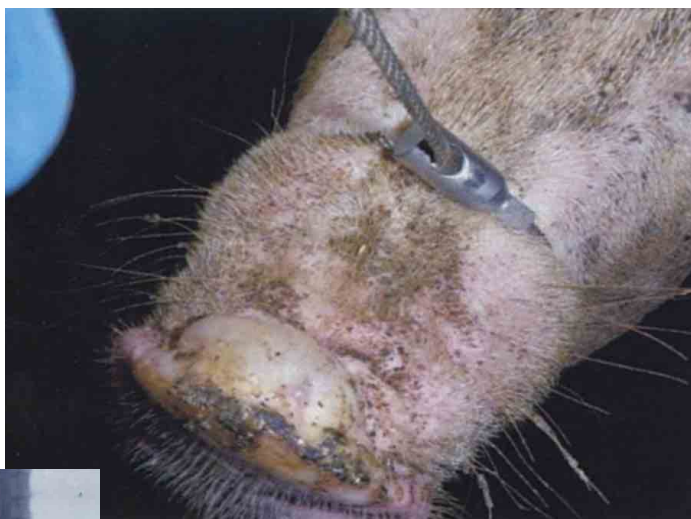
蹄球部皮膚のびらん、潰瘍



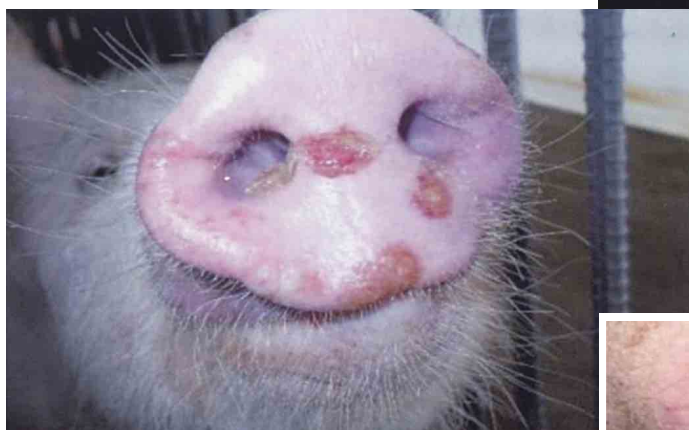
蹄の剥離



蹄球部皮膚のびらん



鼻端の水疱



鼻平面の潰瘍



乳房、乳頭部の水疱、びらん、痂皮



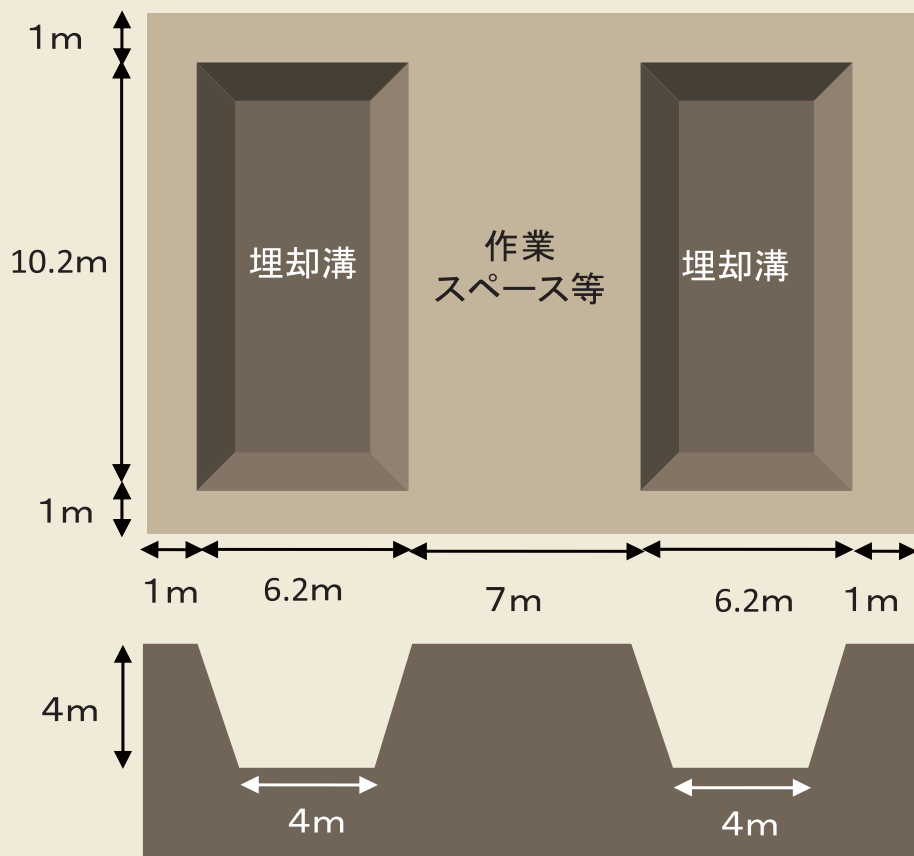
乳房、乳頭の水疱、びらん、痂皮

埋却等の準備をしておきましょう

22

埋却の用に供する土地の確保（標準的には肥育豚 1 頭あたりおおむね 0.9 m²）又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じておきましょう。

豚の埋却に必要な標準的な面積のイメージ



○埋却可能頭数の計算例(肥育豚)

埋却溝の底面積 $4\text{m} \times 8\text{m} \times 2\text{本} = 64\text{m}^2$ (周囲 1.1m は法面)

肥育豚 1 頭あたり必要な底面の面積 $0.222\text{m}^2/\text{頭}$

当該埋却地に埋却可能頭数 $64\text{m}^2 \div 0.222\text{m}^2/\text{頭} \doteq \mathbf{288\text{頭}}$

(1 頭あたり必要な埋却地 $(12.2\text{m} \times 21.4\text{m}) \div 288\text{頭} \doteq 0.9\text{m}^2$)

- (注) ① 複数の埋却溝を並列に掘削する場合、7～10mの間隔を空けましょう。
② 地盤が弱い場合、作業中に法面が崩れるおそれがあるため、土木作業の関連部局や施工業者の意見を聞き、法面の勾配を調整するなどの対応をとりましょう。
③ 埋却溝の底面において、体液が不均等に貯留された場合、噴出しやすくなります。噴出を防止するため、底面の勾配がきつくならないように注意するとともに、埋却溝が長い場合には中間に仕切りを入れましょう。

埋却等の準備に関する

Q&A

Q

確保する埋却地は、肥育豚1頭当たり0.9㎡ないとダメなのですか？

A

埋却地の広さについては、標準的な目安として、肥育豚1頭当たりの基準を示していますが、埋却溝が何本分取れるか、作業に必要なスペースがどの程度必要かなどによって変わることから、詳細は、最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

Q

確保した埋却地について、試掘をして実際に使用可能であるか確認する必要がありますか？

A

試掘により使用可能であるかを確認しておくことは望ましいですが、義務付けまではしていません。なお、下水位や土質に関して既に調査している場合（例：国土交通省の地下水マップ）があるので、埋却地を選定する際の参考にしてください。詳細は、家畜保健衛生所にご相談ください。

Q

埋却地があらかじめ確保できなければ、規模拡大等はできなくなるのですか？

A

規模拡大をするのであれば、発生時に備えて、飼養規模に応じた埋却地の確保、焼却、あるいはレンダリング処理いずれかの準備を行っていただく必要があります。

Q

移動式レンダリング車の使用予定をもって処理方法を確保したことになりますか？

A

都道府県が作成する地域全体の処理計画の中に、移動式レンダリング車による処理をその処理能力を適切に見込んで、組み込むことは可能です。

Q

住宅地に隣接する牧場において、地域住民の承諾がスムーズに得られない場合は、どうするのか？

A

地域ごとに事情が異なることから、地域ごとにきめ細やかな対応が必要になるため、生産者の方だけでなく、行政機関、関係団体等が一体となって進めていくことが重要であると考えています。

V 感染ルート等の早期特定のための記録を作成し保存しておきましょう

23

次に掲げる事項に関する記録を作成し、1年間以上保存しましょう。

- ①衛生管理区域に立ち入った者（所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該立入日及び目的（所属等から明らかな場合は不要。）
※過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）にあつては、1週間以内に滞在した全ての国又は地域及び当該地での畜産関係施設への立入りの有無を追記。
- ②家畜の所有者等が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国名
- ③導入した家畜の種類、導入元、頭数、健康状況及び導入日
- ④出荷・移動した家畜の種類、出荷・移動先、頭数、健康状況及び出荷・移動日
- ⑤飼養家畜の異状の有無。異状があつた場合には、症状、頭数及び月齢

記録の作成・保存に関する

Q&A

Q

記録は農家が自らが記入しなければならないのですか？

A

人や車両の出入りに関する記録に関しては、農家自らが記入するか、出入りする者に記録してもらっても構いません。その際には確実に記録してもらえよう、張り紙などをおきましょう。

Q

記録すべき症状とはどのようなものですか？

A

餌喰いが悪い、元気がないなどの状態があれば記入しておいてください。

農場出入りチェック表（豚用）

1	日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分					
	氏 名					目 的	
	所 属	家保	飼料	JA・会社	獣医師	行政(県・市・町)	業者 その他()
	石灰消毒	実 施			未実施		
	車両消毒	実 施			未実施		
	踏込消毒槽	実 施			未実施		

家畜の導入及び出荷、健康観察チェック表

1	日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分					
	海外渡航歴	渡航者() 渡航先() 渡航期間()					
	導 入	種類() 頭数() 健康状態() 導入元() 導入日()					
	出 荷	種類() 頭数() 健康状態() 出荷先() 出荷日()					
	異状の有無					症状等	

大規模農場における追加措置

- 獣医師の健康管理指導を受けましょう
- 通報ルールを作成しておきましょう

24

3,000 頭以上の家畜の所有者（以下「豚等大規模所有者」という。）は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師等から当該農場の家畜の健康管理について指導を受けるようにしましょう。

25

豚等大規模所有者は、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ、直ちに（所有者及び管理者の許可を要することなく）通報することを規定したルールを作成し、全従業員に周知徹底しておきましょう。

家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に対し、周知徹底しておきましょう。

飼養衛生管理基準 チェックシート

(豚及びいのししの場合)

※記載方法：遵守している項目の にチェック印を付けること。該当しない項目には、「-」を付けること。

1 家畜防疫に関する最新情報の把握等 (発生予防やまん延防止に関する情報の入手等)		チェック欄
	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会(研修会)に参加している。	<input type="checkbox"/>
2 衛生管理区域の設定		
①	衛生管理区域を設定している。	<input type="checkbox"/>
②	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	<input type="checkbox"/>
3 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
①	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
②	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③	衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
④	衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、出入りする者に着用させている。	<input type="checkbox"/>
⑤	他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている(家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く)。	<input type="checkbox"/>
⑥	過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑦	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑧	過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
⑨	食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に70℃以上で30分間以上、又は80℃以上で3分間以上加熱処理をしている。	<input type="checkbox"/>
4 野生動物等からの病原体の侵入防止		
①	畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
②	飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
③	家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
5 衛生管理区域の衛生状態の確保		
①	施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
②	家畜の体液が付着する物品(注射針、人工授精用器具等)を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具等にあつては一頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③	畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>

5 衛生管理区域の衛生状態の確保

- ④ 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。

6 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処

- ① 家畜に特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。
- ② 家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。
- ③ 家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。
- ④ 毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。
- ⑤ 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。
- ⑥ 他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。
- ⑦ 家畜の出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。
- ⑧ 家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。

7 埋却等の準備

- ① 埋却地を確保している。
- ② 焼却又は化製のための準備措置を講じている。

8 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

- ① 衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。
- ② 家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。
- ③ 家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。
- ④ 家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

9 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）

- ① 農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。
- ② 従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。

その他 飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）

① 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

② 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。

